

令和 3 年 6 月 2 日
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
 「豊川用水第二期用地補償支援業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	独立行政法人水資源機構
事業概要	独立行政法人水資源機構豊川用水二期事業に必要となる土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務を行うもの ○主な業務内容 ①補償に必要な土地、建物等(動産を含む。)に関する調査その他補償に関する調査に係る業務 ②土地取得額等の補償額算定等に係る業務 ③補償に係る者への説明等に係る業務 ④契約書類、記録等の作成に係る業務 ⑤官公庁等への届出及び許認可等に係る業務
実施期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（市場化テスト第 1 期）
受託事業者	(株) アクアテルス
契約金額（税抜）	100,270,000 円（単年度当たり：50,135,000 円）
入札の状況	1 者応札（仕様書取得者＝4 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	独立行政法人水資源機構豊川用水二期事業の早期進捗を図ることを目的に、事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務を行うものである。
選定の経緯	競争性に課題があったことから、令和元年基本方針において選定。

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

独立行政法人水資源機構から提出された令和2年4月から令和3年3月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容		
確保されるべき 質の達成状況	独立行政法人水資源機構は、履行確認検査等を通じて業務品質の確保が図られていることを確認しており、以下のとおり、適切に履行されている		
	業務種別	確保すべき水準	評価結果
	業務打合せ	機構から指示等された事項について、的確に業務を把握するとともに、実施した業務内容の報告等を行うこと。	適正に行われた
	補償に必要な土地、建物等に関する調査 その他補償に関する調査に係る業務	自らが収集又は機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、定められた様式等により適正な資料の作成を行うこと	適正に行われた
	補償に必要な用地調査等業務の監督、立会等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し適正に業務が履行されるように受注業者への指導、監督を行うとともに、共通仕様書に則り適正な用地測量の実施及び資料の作成を行うこと	適正に行われた
	補償に必要な土地、建物等の評価に係る業務	現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、適正な土地の評価及び資料の作成を行うこと	適正に行われた
土地取得額等の補償額算定等に係る業務	測量等の調査の成果品をもとに、定められた様式により適正な書類の作成を行うこと。また、共通仕様書に則り、適正に補償額の算定を行い、定められた様式等により適正な補償台帳の作成を行うこと。	適正に行われた	

	補償に係る者への説明等に係る業務	補償の主旨と内容を十分に理解した上で、権利者毎に適切な公共用地交渉用資料の作成を行うこと。	適正に行われた
	契約書類、記録等の作成に係る業務	定められた様式により適正な書類の作成を行うこと。また、機構職員と同行し、権利者等との面接の補助並びに調書への確認印、損失補償協議書の内容の了解及び補償契約書案による契約締結の承諾を受けられるよう適正な公共用地交渉の補助を行うとともに、公共用地交渉毎に適正な補償交渉記録の作成を行うこと。	適正に行われた
	各種事業損失の調査等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、共通仕様書に則り適正な資料の作成及び調査を行うこと。	適正に行われた
	官公庁等への届出及び許認可等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、関係諸法令に則り適正な資料の作成及び点検を行うこと。	適正に行われた
	上記業務に附帯する業務	監督員が指示した業務について、適正に実施すること。	適正に行われた
民間事業者からの改善提案	受託事業者からの改善提案は、携帯型 GPS を活用した用地調査の実施であり、この受託事業者の提案を取り入れたことで、現地調査の効率性及び安全性が向上した。		

(3) 実施経費（税抜）

実施経費は、従前経費と比較して 3.6%（186 万 5 千円）削減している。

従来経費	52,000,000 円（単年度あたり）
実施経費	50,135,000 円（単年度平均）
増減額	1,865,000 円減額
増減率	3.6%減

そして、「令和2年3月から適用する測量業務・地質調査業務・設計業務等に関する技術者単価労務単価」による単価（以下「労務単価」という。）の上昇分を考慮して比較すると、下表のとおり 8.7%（450万円）の削減を達成している。

従来経費	52,000,000円（単年度あたり）		
労務単価上昇分を実施経費から控除	47,500,000円（単年度平均） ＝50,135,000円－2,635,000円（実施経費のうち、労務単価改定に伴う増額分） （参考）独立行政法人水資源機構の適用する労務単価の上昇率の主なもの		
	区分	従来 （平成31年度）	実施期間 （令和2年度）
	技術員	26,400円	27,900円
増減額	4,500,000円減額		
増減率	8.7%減		

（4）選定の際の課題に対応する改善

課題	競争性に課題が認められたところ、関連資格の拡大、実務経験年数の緩和、複数年契約の活用等を実施したが、結果1者応札するに至り、課題が残った。
----	---

（5）評価のまとめ

経費削減効果について、労務単価の上昇分を考慮すると 8.7%（450万円、単年度あたり）が認められた。

民間事業者の改善提案については、携帯型 GPS を活用した用地調査の実施であり、この事業者の提案を取り入れたことで、現地調査の効率性及び安全性が向上したなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できる。

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質について全て達成していることについては評価することができる。

（6）今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、上記課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

令和3年5月 21 日
独立行政法人水資源機構

民間競争入札実施事業
「豊川用水二期用地補償支援業務」の実施状況報告(令和2年度)

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおりである。

I. 事業の概要等

事項	内容
事業概要	独立行政法人水資源機構豊川用水二期事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務を行うもの。 ○主な業務内容 ① 補償に必要な土地、建物等(動産を含む。)に関する調査その他補償に関する調査に係る業務 ②土地取得額等の補償額算定等に係る業務 ③補償に関係する者への説明等に係る業務 ④契約書類、記録等の作成に係る業務 ⑤官公庁等への届出及び許認可等に係る業務
実施期間・評価期間	契約期間:令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間 評価期間:令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間
受託事業者	(株)アクアテルス
契約金額(税抜)	100,270,000 円
入札の状況	一者応札(仕様書取得数=4者)
事業の目的	本業務は、独立行政法人水資源機構豊川用水二期事業の早期進捗を図ることを目的に、事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務を行うものである。
受託者決定の経緯	入札参加者希望業者(2者)から提出された申請書等を審査した結果、当機構が求める資格要件を満たしていることが確認され、令和2年1月21日に開札した結果、1者から入札書の提出があり、予定価格の範囲内であったことから、上記受託事業者が落札者となった。

II. 評価

1. 事業の質に関する評価

(1)実施状況及び評価

機構が指示した事項等について、現地踏査等を実施するなどの確に業務内容を把握して資料作成や業務等を行っており、履行確認検査等を通じて業務品質の確保が図られていることを確認している。

これまでの履行確認検査における指摘事項はなく、確実な業務履行が確認されていることから、実施要項で定めた達成目標の水準を満たしていると評価できる。

業務種別	確保すべき水準	評価結果
業務打合せ	機構から指示等された事項について、的確に業務を把握するとともに、実施した業務内容の報告等を行うこと。	適正に行われた
補償に必要な土地、建物等に関する調査その他補償に関する調査に係る業務	自らが収集又は機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、定められた様式等により適正な資料の作成を行うこと	適正に行われた
補償に必要な用地調査等業務の監督、立会等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し適正に業務が履行されるように受注業者への指導、監督を行うとともに、共通仕様書に則り適正な用地測量の実施及び資料の作成を行うこと	適正に行われた
補償に必要な土地、建物等の評価に係る業務	現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、適正な土地の評価及び資料の作成を行うこと	適正に行われた
土地取得額等の補償額算定等に係る業務	測量等の調査の成果品をもとに、定められた様式により適正な書類の作成を行うこと。また、共通仕様書に則り、適正に補償額の算定を行い、定められた様式等により適正な補償台帳の作成を行うこと。	適正に行われた
補償に関係する者への説明等に係る業務	補償の主旨と内容を十分に理解した上で、権利者毎に適切な公共用地交渉用資料の作成を行うこと。	適正に行われた
契約書類、記録等の作成に係る業務	定められた様式により適正な書類の作成を行うこと。また、機構職員と同行し、権利者等との面接の補助並びに調書への確認印、損失補償協議書の内容の了解及び補償契約書案による契約締結の承諾を受けられるよう適正な公共用地交渉の補助を行うとともに、公共用地交渉毎に適正な補償交渉記録の作成を行うこと。	適正に行われた

各種事業損失の調査等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、共通仕様書に則り適正な資料の作成及び調査を行うこと。	適正に行われた
官公庁等への届出及び許認可等に係る業務	機構から貸与された資料等を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、関係諸法令に則り適正な資料の作成及び点検を行うこと。	適正に行われた
上記業務に附帯する業務	監督員が指示した業務について、適正に実施すること。	適正に行われた

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

受託事業者からの改善提案は、携帯型 GPS を活用した用地調査の実施であり、この受託事業者の提案を取り入れたことで、現地調査の効率性及び安全性が向上した。

2. 実施経費についての評価

(1) 従来経費(A) : 52,000,000 円 (1 ヶ年)

実施経費(B) : 100,270,000 円 (2 ヶ年)

(C) 50,135,000 円 (1 ヶ年あたり)

増減額(D) = (A) - (C) : 減 1,865,000 円

増減率(D/A×100) : 減 3.6%

(2) 「令和2年3月から適用する測量業務・地質調査業務・設計業務等に関する技術者単価」による単価の上昇(以下「労務費単価改定による金額増」という)の影響を控除した場合

実施経費(E) : 95,000,000 円 (2 ヶ年) ※労務費単価改定による金額増の影響は控除する。

(F) : 47,500,000 円 (1 ヶ年あたり)

(3) 増減額(G) = (A) - (F) : 減 4,500,000 円

(4) 増減率(F/A×100) : 減 8.7%

市場化テストの実施にあたり、実施期間の見直しを行ったため、1年あたりの今回の労務費単価改定による金額増の影響を控除した場合の実施経費(F)と市場化テスト実施前の従来経費(A)を比較すると、約 9% (450 万円) の減額となっており、市場化テストの効果があったものと評価できる。

3. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

本業務は、市場化テスト対象事業として、令和2年度から令和3年度を第1期として実施している。

「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(一部改正:平成31年3月8日官民競争入札等監理委員会)Ⅱ.1. 終了基準に記載する条件を満たしているかについて、下表に整理した。

基準(条件)	実施状況	判定
①事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかったか。	なかった。	○
②実施府省等において、実施状況についての外部有識者等によるチェックを受ける仕組み(評価委員会等)を備えているか(又は設置が予定されているか。)	機構が発注する工事、建設コンサルタント業務及び物品購入等に係る契約において、一般競争入札等について真に競争性が確保されているかの点検や見直し、また、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいるか等の点検を行うために外部の学識経験者等で構成される契約監視委員会を設置している。	○
③入札に当たって競争性が確保されていたか。	一者応札であった。	△
④対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成しているか。	達成している。	○
⑤経費削減の点で効果を上げているか。	効果を上げている。	○

表に整理したとおり、①及び②の基準(条件)は満たしている。具体的には、①「業務に係る法令違反行為等:0件」であり、②「契約監視委員会を設置している。」ところである。③の基準については、広く競争性を確保できるようスケジュール、情報開示、業界団体に対して情報提供等の参入促進等の工夫に取り組んだものの、結果的には一者応札となった。

仕様書等の資料請求を行った3者に対して、競争入札に参加しなかった理由について確認したところ、技術者の確保ができなかった旨の回答を得ている。

④及び⑤の基準を満たしていることは、Ⅱ.1.及び2.に記載のとおりである。

このように、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、独立行政法人水資源機構「豊川用水二期用地補償支援業務」は、当機構における豊川用水二期事業の早期進捗を図ることを目的に、事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する業務を行うという目的を達成しているものと評価できる。

(2) 今後の方針

上記のとおり、本事業については、「③ 競争性の確保」において結果的に一者応札であるが、この点を除き、基準を満たしており、概ね良好な実施結果が得られているものと判断する。

この「③ 競争性の確保」に関しては、本業務が1期目の実施であることから、市場化テストによる民間競争入札を継続する中で、ヒアリング結果等を踏まえて、改善を図ることとしたい。

以上